

右對決之處如惟基申者件女子與惟基息龍王丸者同時被懷妊問一人者男子一人者為女子者相互可為夫妻之由惟氏與惟基令契約之處惟基者儲男子龍王丸惟氏者儲女子結依之任契約所存夫婦之儀也且於彼契約事者豊前國住人山田左衛門入道不知愛畢愛惟氏為舍弟惟兼被害之惟氏後家尼惟直惟基妹為訴申子細參向閔東之時惟基自京都具參閔東之上為尼代官被招決堅田左衛門入道大阿惟氏惟兼之曰惟基申彼子細問後家尼令拜願堅田村畢於不申付龍王丸於彼女子者惟基如何可令奔走哉隨又以惟直子息二郎兵衛耐惟久可為大阿婿之由依令約束彼問注之時者惟直令同意大阿之處尼安堵之後押取彼女手合惟久之條無道也云々如惟直陳惟氏女子與龍王丸約束事證拋何事哉具參後家尼於閔東見訪彼訴訟事者兄弟之芳心也以之何可為約束證拋哉又所申立證人之山田左衛門入道者惟基妻女之伯父也仍不足證人歟以件女子可為惟久妻女之由為惟直母尼之計申付之後已及八ヶ年畢撰吉日行事又五ヶ年也其後者惟久令居堅田村如狩漁事致沙汰畢惟基乍知及此等之子細後家尼存生之時一切無申旨以後家尼問注時惟直令同意由事以惟久可申付大阿女子之由者惟直雖令申大阿不承引之間黙止畢訴訟之時否入事者云大阿云後家共為親類之間立于面雖不申子細自鎖西至京都者為惟直之沙汰送付畢所詮以惟久申付彼女子之子細者御否審者載起請之詞可弁由之由可被下惟直母尼也耳目久一腹之兄弟也爭可申偏頗哉云々如惟基申者後家尼存生時無申旨由事惟基身疋弱之間依不可承引不及申次可被尋母尼由事惟基與惟直雖為一姓一腹之惟直者鍾愛嫡子也仍被尋下有御不審者惟基可書進起請文也云々如惟直申者尼存生時疋弱哉云々者惟基則件女子與龍王丸自懷妊之時有夫婦約束之

閔東下知狀一

【読み下し文】

右、對決の処、

○惟基これもとの申す如くは、件の女子と惟基の息龍王丸りゆうおうまるは、同時に懷妊せられけるの間、一人は男子、一人は女子たらば、相互に夫妻となすべき由、惟氏これとに惟基とで契約せしめし処、惟基は男子龍王丸を儲け、惟氏は女子結ゆいを儲く。これよつて、契約に任せ夫婦の儀は存する所なり。且つ、彼の約束事においては豊前國住人山田左衛門入道（実名は知らず）がとりかわし畢おわんぬ。

爰に惟氏は舍弟惟兼これかねのために生害されし時、惟氏の後家尼これお（惟直・惟基の妹）は訴え子細を申すため、閔東へ参向の時、惟基は京都より閔東へ具参の上、尼の代官として招決まねきけつさる。堅田左衛門入道大阿くだあ（惟氏・惟兼の父、尼の舅）の曰く、惟基が彼の子細を申せる間、後家尼は堅田村を拜領し畢おわんぬと。

彼の女子を龍王丸に申し付けざりに於いては、惟基を何ぞのごとく奔走せしむべきや。つづきて又、惟直は子息二郎兵衛耐惟久これひさを以て大阿の婿になすべきの由、約束せしむにより、彼の問注もんちゆうの時は、惟直は大阿に同意せし

むの処、尼が安堵の後、彼女の手合い惟久が押取の条、無道なり、云々と。

○惟直の陳べる如くは、惟氏女子と龍王丸の約束事、証拠は何事か。後家尼に具参して関東を見訪し、彼の訴訟事は兄弟の芳心なり。これをもつて何の約束の証拠たるべしや。また、証人と申し立つる所の山田左衛門入道は惟基妻女の伯父なり。仍ち証人不足か。件の女子を以て惟久の妻女なすべしの由、惟直は母尼の計らいとしてこれを為すの後、已に八ヶ年に及び畢んぬ。吉日を撰び祭を行う事また五ヶ年なり。その後は惟久を堅田村に居らしめ、狩漁のごとき事を沙汰いたさせ畢わんぬ。惟基はこれらの子細を知るに及びながら、後家尼が存生の時は一切申す旨なく、後家尼が問注の時を以て、惟直が大阿に同意せしめし由の事、惟久を以て大阿女子を申し付くべきの由は、惟直は大阿に申せしむと雖も、大阿が不承引の間、黙示畢わんぬ。訴訟の時に否入事は、大阿と云い後家尼と云うも共に親類の間、面立つて子細は申さずと雖も、鎮西より京都に至るは、惟直の沙汰として送付し畢わんぬ。所詮、惟久を以て彼の女子に申し付くるの子細は、御否審は起請の詞に載せ、弁すべき由の由。惟直の母尼に尋ね下さるべきな

り。耳目久しく一つ腹の兄弟なり。争うは偏頗と申すべきや、云々と。

○惟基の申す如くは、後家尼が存生の時、申す旨なき由の事。惟基の身は庇弱の間、承引すべからずよつて申し及ばず。次に母尼に尋ねらるべく由の事。惟基と惟直は一姓一腹たりと雖も、惟直は鍾愛の嫡子なり。仍ち、尋ね下さる御否審あらば、不審は惟基が起請文を書き進らすべきなり、云々と。

○惟直の申す如くは、尼が存生の時、惟基の身が庇弱や云々は、惟基すなわち件の女子と龍王丸が懐妊の時より、夫婦の約束あるの………（後欠）

【語注】

○問注所 鎌倉時代に訴訟を裁決した所。○具参 ともにまいる。○押取 おしとる。○無道 そむく悪行。

○芳心 美しい心。○沙汰 処置し定めること。決まりをつけること。○否入 はいらぬ。○否審 つまびらかにならぬ。○起請 いつわりのないことを神仏にちかうこと。○耳目 聞くことと見ること。○偏頗 かたよつて不公平なこと。○庇弱 かやわい。あしなえ。○承引 承知す

る。○一姓一腹 父と母が同じこと。○鍾愛 非常にかわいがること。○不審 あやしむようす。○畢わんぬ おわる、おえる。

【解説】

この文書は表題を欠くが、弟惟基と兄惟直（佐伯氏三代）の訴訟に対する判決文（関東下知状又は裁許状という）である。

事の発端は堅田村三〇町を領する惟氏が末弟惟兼に殺害されたことに始まる。惟氏の妻（若）は本家惟直・惟基の妹で事件後は後家尼と称された。事件の詳細は六波羅探題を通じて、鎌倉問注所へと訴状が届いていたと思われるが、後家尼は自ら鎌倉へ向かい、京都に在駐していた惟基を伴って鎌倉へ入った。鎌倉には兄惟直と義父大阿が在駐していたので、親族の間で加害者である惟兼の処分と惟氏の遺領の相続等について話し合ったと思われる。惟基は後家尼の代理として問注所に臨み、惟兼の処分については不明だが、惟氏の遺領は後家尼に相続されることとが裁決されたようだ。

その後、後家尼は亡くなり堅田村三〇町は一人娘結に

相続された。さらに惟直の子息惟久（佐伯氏四代）との婚約が決まったのである。

惟基は二人の婚約について異議を申し立てた。その理由は、「惟氏と惟基の妻は同時に懐妊していたので、その時互いに男女が生まれたならば夫婦にさせようと契約していたところ、惟氏は女子結を、惟基は男子龍王丸を儲けた。よつて契約の通り二人を夫婦とすべきである。その約束は豊前国住人山田左衛門入道が証人である」と。

さらに、「後家尼が訴訟のとき私は京都から同道し、代理人として問注に臨んだ。そのとき大阿は後家尼の相続が裁決されたのは惟基の功績だとほめてくれたが、結と龍王丸の約束があったからこそ私は奔走したのだ。惟直子息惟久を大阿（結の祖父）の婿にする件は、問注の時に惟直は大阿に同意し、後家尼が安堵した後に横取したのは無道なやり方である」と。

これに対し惟直は、「惟氏女子と龍王丸の約束の証拠とは何なのか、後家尼と鎌倉に同道したのは妹を思う心ではなかったのか。これが何の証拠になるだろう。また山田左衛門入道は妻女の叔父（身内）なので証人不足である」と。

また惟久と結の婚約については、「惟直は母尼（惟直・惟基・後家尼の母）、の申し付けに従って八年、吉日を選んで祭りを行うこと五年に及び、その後は惟久を堅田に居住させて狩獵のことなどを沙汰してきた。惟基はこれらの子細を知りながら後家尼が存生のときには一言もなく、今になって鎌倉問注のことを言い出すのか」と。

また「大阿に同意させた件、惟久を結の婿とした件は、確かに大阿に申したが承知しなかったので黙っていた。訴訟に立ち入らなかつたのは大阿も後家尼も親類であるから、ことさら子細は述べなかつたが、鎮西（九州探題）より京都（六波羅探題）に至るまで惟直の沙汰を送付している。二人の婚約の件で疑いがあれば、起請文を書いて証しを立てる。惟直の母尼に尋ねてもらってもよい。周知のとおり一つ腹の兄弟なのに、争うのは片寄つた考え方である」と。

惟基は「後家尼が存生のとき申さなかつたのは、私は体調をこわし、事情を知らなかつたのだ。次に母尼に尋ねよと言う件について、惟直と惟基は父も母も同じ兄弟だが、惟直は鍾愛の嫡子だから。疑いがあれば私の方こそ起請文を書いてよい」と。

惟直は「後家尼が存生のとき惟基は体調をこわしたと言うが…（後欠）」

以上、惟基と惟直の訴陳は三問三答され判決文に至るが、判決部分を欠いている。ただし後の文書からこの判決は惟直が勝訴し、惟久と結の婚約が成立したようである。それにしても、惟氏が舍弟惟兼に殺害された事件にしろ、惟基が兄惟直を訴えた事件にしろ、一見他愛ない兄弟げんかにみえるが、一族に所領をめぐる争いがあったことがわかる。総領家としては権力を集中させるためにも所領の分散を避けねばならないが、庶子家にとつては、「同じ兄弟なのに、同じ鎌倉御家人なのに」という不平等感は否めない。武士が一家を成すには所領を得て地頭職の地位につく必要があつたと思われる。

これを裁く幕府の側も総領家の権利を優遇しながら、庶子家に対する配慮を欠かすことはできなかった。敗訴した惟基が、「嘉禎元年（一二三五）勾・片島両村分領」したことが『緒方家譜佐伯氏系図』に記され、弘安八年（一二八五）の『豊後国田帳』には「勾保四十六町一段三分、地頭御家人勾兵衛次郎惟益…」とあり、惟基の次男が継承したことがわかる。

庄内堅田村
寛元々々當

後困佐伯

右對決之處如惟 大阿與孫女字結以當時領 知之由寛元々々年閏七月被下御下知畢而其年作毛已下得分事可相半分之由重給御下知之處染絹革並倉内納物麦惟久令押取畢次領家年貢事當庄爲地頭請所之間雖御下知以前大阿請取一年中分可致沙汰之處其年兼代並大 地子贄魚米給與之條無謂事也云々如惟久申者染絹事自百姓之手不納取之地頭或致蠶養或搗地絹旁廻許略所染出也混當村之得分不可相分歟次染革事或 狩獵或尋地革令染之間子細同然也其上御下知到來以前所染也以倉麦

事爲物之間依御下知以前不可相分之由惟久代官雖支申之 大阿使令付封之間經多年之後遂令分取 兼代塩地子贄 魚事令

有未進者可致沙汰云々惟景申云染絹事以當村桑遂蠶養令染出之間何非當村得分哉次染革事以當村之住人企狩獵令取地革之間子細同然也次倉麦事所未請取也次年貢事可弁之由惟久領狀上勿論也云々惟久申云先段畢云々者寛元々々年領家年貢之事可弁之由領狀上勿論歟次倉麦事爲夏物之間依爲御下知以前不及沙汰歟次染絹革事非有限地頭得分之上爲御下知以前事之間同非沙汰限歟矣
一當村中分以後相互令押領其境由事
右両方雖申子細暗雖被是非歟然則仰豐前々司資能大友式

勾・片島とは大分郡津守庄内にあり、鎌倉幕府の命によつて豊後守護職大友氏が地頭欠所地を宛がったものであろう。これによつて惟基は守護直属の御家人となつたのである。

関東下知状二

〔読み下し文〕


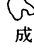
豊後国佐伯庄内堅田村、

寛元々々年（一二四三） 当村年貢、得分の事。

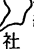
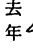

右、対決の処、

○惟景申す如くは、大阿と孫女字結は當時を以て領知の由、寛元々々年（一二四三）閏七月に御下知を下され畢わんぬ。而して、その年の作毛已下得分の事、半分に相分かつべきの由、重ねて御下知を給うの処、染絹・染革ならびに倉内納物の麦、惟久が押取し畢わんぬ。

次に領家年貢の事は、当庄は地頭請所たるの間、御下知以前に大阿が請け取ると雖も、一年中分を沙汰いたすべきの処、その年の桑代ならびに大塩地子・贄魚・米を給与の条、謂われなき事なり、云々と。

部大夫泰直相位件論所等就問注申詞  可令  成敗
之由所被御教書也矣
一結跡當村半分地頭職事

右如惟景申者當村半分者惟久亡妻字結之領也而寬元
三月結死去之時書給契狀之由惟久雖申之如彼狀

者非自筆之上無類判之間不足信用云々如惟久申者結死去
之時者惟久所參候鎌倉也彼契狀者結乳母冷泉女之手
跡也以結口筆令書彼狀云々者件契狀事以結口筆冷泉女
令書否之條於若宮被書起請於彼女相  社家使者被
守其  之處如小別當審快宣命使清範去年閏十二月
十一日注進狀者自去五日至于今日七箇日之間冷泉女無其
但彼女依月水事今朝七時各退出畢云々而非月水之由惟
景雖申之如審快等同十三日重狀者惟景申旨之間遣使
者令見知彼血畢云々此上月水事勿論歟然則當村半分事
停止惟景之  訴任結契狀可令惟久領掌之狀依鎌倉
殿仰下知如件

寶治三年正月十日

左近將監 平朝臣

相模守 平朝臣



○惟久の申す如くは、染絹の事は、百姓の手よりこれを納

取せず、地頭が或は蚕養いたし、或は地絹を芳く廻り、許

略染め出す所なり。当村の得分を混ぜ、相分かつべからず

か。次に染革の事は、或は狩獵いたし、或は地革を尋ね染

めせしむの間、子細は同前なり。その上、御下知到来以前

に染むる所なり。次に倉麦の事、……事は爲物の間、御

下知以前により相分かつべからずの由、惟久が代官とし

てこれを支え申すと雖も、大阿使が付封の間、多年を経た

る後、遂に分取し畢わんぬ。桑代・塩地子・贄魚の事は

……未進あれば沙汰致すべき、云々と。

○惟景の申して云う、染絹の事は、当村の桑を以て蚕養を

遂げ染め出だしむの間、何で当村の得分あらずや。次に染

革の事は、当村の住人が狩獵を企て、地革を取らしむの

間、子細は同前なり。次に倉麦の事は、未だ請け取らぬ所

なり。次に年貢の事は、弁ずべきの由、領状の上は勿論な

り、云々と。

○惟久の申して云う、先段に畢わんぬ、云々と者。

○寛元々々年（一二四三）領家年貢の事は、弁ずべきの由、
惟久領状の上は勿論か。次に倉麦の事は、夏物たるの間、
御下知さる以前によつて沙汰及はずか。次に染絹・染革

の事は、限り有るにあらず、地頭得分の上、御下知さる以前の事の間、同じく沙汰は限りあらずか。

一 当村中分以後、相互にその境を押領せしむ由の事。

右、両方が子細を申すと雖も、暗に是非さると雖もか。然るに則ち、豊前々司資能・大友式部太夫泰直が件の論所等に相莅み、問注に申す詞に就いては御成敗せしむべきの由、御教書せらる所なり。

一 結跡当村半分地頭職の事。

右、○惟景の申す如くは、当村半分は惟久の亡き妻字結の領なり。而して、寛元々年（一二四三）閏三月、結が死去の時、書き給う契状の由、惟久これを申すと雖も、彼の状のごとくは自筆に非ずの上、類判なきの間、信用不足、云々と。

○惟久の申す如くは、結が死去の時、惟久は鎌倉に参り候う所なり。彼の契状は結の乳母冷泉女の手跡なり。結の口筆を以て彼の状を書かしむ、云々と者。

○件の契状の事は、結の口筆を以て冷泉女に書かしむか否かの条、若宮に於いて起請を書かせ、彼女を相籠め、社家使者にその身を守らすの処、小別当審快ならびに宣命使清範の、去年閏十二月十一日の注進状の如くは、去る五

日より今日に至る七ヶ日の間、冷泉女にその禍い無く、但し、彼女は月水の事に依つて、今朝七時に各退出せしめ畢わんぬ」と云々。而して、月水に非ずの由、惟景がこれを申すと雖も、審快等の同十三日の重ね状の如くは、惟景が申す旨あるの間、遣使は彼の血を見知せしめ畢わんぬ、云々と。

この上は、月水の事は勿論か。然らば則ち、当村半分の事は、惟景の上訴を停止し、結の契状に任せ、惟久が領掌せしむべきの状、鎌倉殿の仰せに依つて下知は件の如し。

宝治三年（一二四九）正月十日

左近将監 平朝臣（花押） ※連署北条重時

相模守 平朝臣（花押） ※執権北条時頼

【語注】

○領家 京都智恵光院。○請所 豊凶にかかわらず一定額の年貢を請け負う。○桑代 桑畑に課せられる納入物。○塩地子 塩浜にかかる地租。○鰯魚 朝廷にささげる、みやげの魚。○許略 おおかた。あらし。○領状 承知したことを伝える文書。○得分 自分の取り分。地頭得分。○豊前司資能 鎮西奉行少式資能。○大友式部大夫

泰直やすなお 鎮西奉行大友頼泰の幼名。○御教書みぎょうしよ 鎌倉幕府の伝達文書。○契状けいじょう 契約書や遺言状などの証文。○口筆こうひつ 言葉を書き写す。○小別当こべつどう 僧職のひとつ。小庵の住職など。○宣命使せんめいし 宣命を上げる神主。○月水げつすい 月経のこと。○遣使けんし つかわされた使者。

【解説】

結と惟久は晴れて夫婦となったが、その結が寛元かんげん々々年(二二四三)三月に早世したので、結の遺領堅田村三〇町は惟久が相続した。それまで堅田村は結の祖父大阿が後見人となって支配していたが、この年の途中から惟久の支配へと代わり、引き継ぎに混乱が生じたようである。堅田村の小地頭である結の叔父惟景が、数箇条の不正を掲げて惟久を訴えたのである。

第一に、年貢と得分について、

惟景の訴えは、「その年の七月に惟久の領状に従うよう関東下知状を給わつたが、染絹・染革や倉内納物麦などは既に惟久に押取されている。さらに領家年貢のことは、下知以前に大阿に納入しているのに、その年の桑代・大塩地子・贅魚・米などの地頭得分が給与されていない」

と。

惟久の陳述は、「染絹や染革のことは自ら生産して収納した。また倉麦のことは御下知以前の夏物であるので、どちらも得分とくぶんを分けるべきではない。惟久は大阿の代官として仕えていたが、大阿の使いが封をしていたので多年を経て、やつと分取することができた。桑代・塩地子・贅魚にえぎかななどのことは、未進があれば沙汰をいたす」と。

この判決は、「寛元元年の領家年貢の件は、よく弁えて惟久の領状に従うよう。倉麦のことは、夏物で御下知以前のことなので論じるに及ばない。次に染絹・染革のことは、地頭得分の上、御下知以前のことゆえ同じく論じるに及ばない」ということである。

第二に、当村中分以後、相互にその境を横領した件について、

中分とは、年貢を生み出す土地の所有権を半分に分けることをいう。堅田村六〇町に対し惟氏の遺領は半分の三〇町である。おそらく惟久が相続した時に境界を明確にするために中分したと思われるが、互いに紛争が絶えなかった。そこで幕府は鎮西奉行を派遣して現地を確認させた上で裁決、両者に境界を了承させたのである。

第三に、結跡^{ゆい}当村半分地頭職の件について

惟景の訴えは、「当村半分は惟久の亡き妻結の所領だったが、寛元々々三年三月に結が死んだとき書いたという遺言状は、結の自筆ではない上に、判も異なっており信用しがたい」という。

惟久の陳述は、「結が死去したとき自分は鎌倉へ行っており、遺言状は結の乳母冷泉女が、結から聞き書きしたものである」という。

そこで遺言状の真偽は乳母の冷泉女に容疑がかけられ、神の審判を仰ぐことになったのである。彼女は若宮にて起請文を書かされ、杜家使者に身を守られて社殿にこもったのである。七日間なにこともなければ乳母の真実が証明される。

ところが、七日目の朝に月水（生理）のために乳母を退出させたという。月水は女性にとって正常な生理であり、小別当審快と宣命使清範は鎌倉に、「異常なし」との報告をした。

しかし惟景は、「もし仮に他の病気によるものであれば、神の審判はくつがえる」と納得しなかった。そこで、使者を派遣して乳母の出血を確認させ、再度鎌倉に報告

したのである。

判決文は、「乳母の月水は事実であり他に異常はなかったため、惟景の訴えを停止して、堅田村半分の地頭職は結の遺言状に任せて惟久に領掌させること、鎌倉殿の仰せにより裁決は以上の通りである」と。

訴人の惟景は大阿（堅田右衛門尉惟定）の長男であったが、次弟惟氏が佐伯氏本家から嫁をもらい堅田三〇町を相続し、堅田全体を支配したので、惟景は堅田七町一段の小地頭に甘んじていた。『緒方家譜佐伯氏系図』には「彈正忠・左衛門尉」と付され、その他の記載はないが、『豊後国田帳』には堅田村七町一段の他に、国崎郡武蔵郷のうち池内・永吉名二十一町の地頭御家人であったことがわかる。「地頭御家人忠左衛門尉惟景跡、当知木工助三郎景元、法名道念」とあり、次男の景元に相続されている。長男は『系図』に田北忠三郎惟長とある。

果たして、この裁判でも鎌倉の温情を得て、新たな所領を宛がわれたものであろうか。

（つづく）